


<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/>		裁判所 書記官印 
(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成21年(行コ)第269号	
期日	平成25年10月8日 午後3時00分	
氏名	古沢 喜幸	
年齢		
住所		
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罪を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨 告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
速記録のとおり	以上	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょう しん したが しん じつ の
良心に従って真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、また、

なに ごと っ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名 志沢喜幸



速記録 (平成25年10月8日 第3回口頭弁論)

事件番号 平成21年(行コ)第269号

証人氏名 古沢喜幸

控訴人ら代理人(坂本)

甲第74号証, 甲第88号証を示す

この2つの陳述書, これは古沢さん御自身が作ったものということでよろしいですね。

はい。

内容はここに書いてあるとおりに間違いがないということよろしいですか。

はい, 間違いありません。

甲第89号証を示す

これは, 今回の尋問の説明のために, あなたが御自身で作ったものということよろしいですか。

はい。

甲第89号証を御覧になりながら, いろいろ聞いていきたいと思えます。あなたは, 現在, 土浦市議会議員5期目を務めておられるということですね。

はい。

これまで一貫して土浦市の水道事業の問題に取り組んでこられたということよろしいですか。

はい, そのとおりです。

甲第89号証の1枚目, 2枚目を御覧になってください。これまでの土浦市の水道事業を一言で言うとうどういうことになりますか。

過大な人口, 過大な水需要を茨城県から押し付けられて, その結果, 合併前の県南の市で一番高い水道料金ということで, 市民が苦しんでおられるということでもあります。

甲第89号証の2枚目を御覧になってください。昭和51年3月に、茨城県は茨城県総合基本計画作成資料というものを作ったわけですね。

はい。

甲第75号証を示す

これがその資料の写しなんですね。

そうです。

茨城県は、この総合基本計画作成資料というものをどういう目的のために作ったんですか。

目的は、水の需要量、それを推計するための基本資料とするためということだと思います。

この資料では、土浦市を含む茨城県南の昭和60年の人口が、これは昭和51年に作ったものですが、約10年後の昭和60年の人口が、どれだけ増えると予測していましたか。

50年比で155%です。

これを踏まえて、土浦市は昭和51年5月に土浦市総合企画審議会というのを設置したわけですね。

はい。

甲第89号証を示す

3枚目を示します。この審議会で、土浦市は当初昭和60年の人口を何人というふうに想定しましたか。

13万7000人弱です。

この、「土浦市第一次案(A)」とあるのがそうなんですね。

そうです。

その後、この審議会では、この13万6937人という案のほかに、これも含めて3つの案が出されたわけですね。

はい。

この甲第89号証の3枚目には、3つの案のうち2つ書かれていますけれども、最終的に審議会ではどの案が採用されたんですか。

C案の16万人です。

どうしてこのC案が採用されたと考えられますか。

実は、審議会のメンバーの中に県の職員が2名程参加していたらしいんです。そこの職員から異論が出て、A案と併せてB案とC案を追加したということらしいです。

最終的にC案が通ったというのは、県の職員の発言が関与していたということですか。

としか考えようがありません。

甲第76号証ないし甲第79号証を示す

ここに手書きの資料がありますけれども、この土浦市の審議会の内容が記載されたものですね。

そうです。

これはどこから手に入れたものですか。

土浦市の企画課のほうから手に入れました。

甲第89号証を示す

4枚目ですが、その審議会の結果を踏まえて、土浦市は昭和52年3月に市第2次総合計画書というのを作りましたね。

はい。

で更に、昭和53年に茨城県は県南地域広域的水道整備計画というものを作っていますね。

はい。

甲第89号証の5枚目ですけれども、この茨城県が作った県南地域広域的水道整備計画では、昭和60年から更にその後昭和75年には、大幅な人口の増加、給水人口の増加を予測したということなんですか。

はい、間違いありません。

この人口の増加、給水人口の増加というのは、その後の実績とは大幅に懸け離れているということですか。

そうですね。ここにありますように1.8倍くらい、1.9倍くらい多く見積もった数字です。

甲第89号証の6枚目を示します。これは県南地域広域的水道整備計画の中で行われた一人一日当たり最大使用水量の推計ということですね。

そうです。

この一人一日当たり最大使用水量の実績は、その後どういふことになりましたか。

現在は330くらいだと思います。

この推計からすると、約4割近く少ないということなんですかね。

ですね。

甲第89号証の7枚目を示します。これは茨城県による土浦市の水需要量の推計なわけですね。

はい。

土浦市の水需要の推計も、茨城県が行ったものと実際のその後の推移とは大幅に懸け離れていますね。

はい。

3倍近い開きがあるということですね。

そうです。

甲第89号証の8枚目を示します。このような経過を踏まえて、昭和56年に土浦市は茨城県との間で給水契約を締結しましたね。

はい。

そのときの契約水量は、ここに書いてあるとおり一日当たり6万4100トンということですか。

そうです。

甲第89号証の9枚目を示します。この契約に縛られた結果、土浦市はこれまで過大な契約金額を茨城県に支払ってきたということですか。

はい。

ところで、甲第89号証の9枚目を見ると、契約水量は5万6700トンとなっていて、8枚目に書かれている6万4100トンと数字が違うんですけども、これはどういうことですか。

阿見町とか吾妻町などに水を融通しています。その融通分だけ実際に支払う金が少なくなっています。

土浦市が茨城県に支払っているお金は、そうすると9枚目に書いてある5万6700トン、これを前提にして払っているということですか。

今現在そのとおりです。

9枚目の上のほうに赤い線でも書いてありますが、これが土浦市が茨城県に払ってきた過払い金の金額であるということですかね。

そうです。

甲第89号証の10枚目を示します。これは、これまで土浦市が茨城県に払ってきた過払い金額を表で示したものですか。

そうです。

この表は何を基にして作ったものですか。

土浦市の茨城県との最大契約水量と一日当たりの最大配水量を基に計算しています。

土浦市にあった資料を基にしてあなたが作ったものですか。

そうです。

甲第89号証の9枚目ですけれども、一番下に土浦市の一日最大給水量の実績の水量が折れ線グラフになっていますね。

はい。

ここには、平成18年以降の実績が書かれていますね。

はい。

平成18年以降、途中ちょっと上がったところもありましたけれども、相対的に見れば下降傾向にあるということによろしいですか。

そうです。

この裁判の第一審で、柏村忠志さんが証言したのは平成20年7月ということだったんですけれども、平成20年以降を見ても下降の一途をたどっているということが言えますか。

はい。

このように、土浦市の一日最大配水量の実績水量が下降の一途をたどった理由は、何だと思われませんか。

節水機器の普及、最初の頃はそれが一番の問題だと思いますが、後半は不明水量の減少です。それが大きいと思います。

不明水量とも関連する話だと思いますけれども、甲第89号証の11枚目を御覧ください。ここに何枚か写真が写っていますけれども、これは何を写したのですか。

これは土浦市による配水管からの水抜きです。

配水管から水が、要するに排水路に捨てられているところを写したのですか。

はい。

これは、1か所だけではなくて何箇所かでこういうことが行われていたということですか。

そうですね。

このページ左上に表が載っていますけれども、この2012年8月18日、1日だけで1400トンの水が無駄に捨てられていたということなんですか。

はい、そうです。

実績水量が減った理由の1つとして、あなたの陳述書によると、大口需要者が上水道から地下水に切り替えているということもあるわけですね。

はい、あります。

甲第89号証の12枚目を示します。これは上水道から地下水に切り替えた大口需要者の一例なわけですね。

はい。

大口需要者で地下水に切り替えたというのは、これ以外にもっとたくさん何件かあるわけですか。

これ以外には聞いておりませんね。

今後増えるような可能性はありますか。

可能性はあると思います。

増える可能性があるという根拠は何かありますか。

やっぱり水道料金が低い、企業にとってはかなりの負担になるということですね。

甲第89号証の13枚目を示します。これは、平成23年度、24年度、25年度の4、5、6、7月までの不明水量の推移をグラフで表したものです。

そうです。

使用不明水というのは、どういうふうにして計算するものなんですか。

毎月の配水量から有収水量を差し引いたものです。

これは、あなたが土浦市の資料を基にして計算して作ったグラフだということですか。

そうです。

この使用不明水の原因は何だと思われませんか。

まず考えられるのは漏水、しかしこういうふうにアンバランスなのは漏水だけでは考えられませんから、先ほどの写真にあったような水抜

き、更には何らかの人為的な要素が働いて、例えば盗水されているとか、いたずらに排水口から水が垂れ流されていたとかということが考えられると思います。

この不明水量が多いということについて、土浦市は何か対策をとりましたか。

現在は、排水口のバルブを操作しているのか操作していないのか、これが後になって分かるようにバルブを封印している、今そういう工事をしております。

甲第89号証の9枚目を御覧ください。平成23年、24年、25年と一日最大配水量が大幅に減っていますね。

はい。

この3年間で大幅に一日最大配水量が減ったということは、使用不明水量が減ったということも大きな理由になっていますか。

それがストレートにこれに関係していると思います。

使用不明水量が減ったということは、有収率あるいは負荷率も上がったということになりますか。

当然上がります。

甲第89号証の8枚目ですけれども、土浦市は実際の一日最大配水量の推移を踏まえて、計画の下方修正をしましたね。

はい。

平成17年2月には、水道事業基本計画というのを作りましたね。

はい。

そのときには、平成32年度で5万3800トンと、こういう計画を立てましたね。

はい。

これは新治村との合併前の話だから、土浦市だけの推計だということですね。

はい、そうです。

その後、土浦市は市内に3つある配水場の1つである右粕配水場の移転、新築を行う計画を立てましたね。

はい。

その計画に当たって、平成23年5月に計画の見直しをしましたね。

はい。

この8枚目で、平成32年度に一日当たり4万7800トンという数字が出ていますけれども、これがその平成23年5月に見直しを行った内容なんです。

そうです。

これは、旧新治村は入っていませんね。

入っていないです。

その後、今年、平成25年9月に土浦市は水道事業基本計画（後期）というのを策定しましたね。

はい。

この計画では、平成32年度の一日最大配水量は4万7572トンですね。

そうです。

この4万7572トンというのは、新治村も入った数字ですね。

はい、そうです。

それでも、この4万7572トンというのは、実績から比べると多過ぎる数字だということと言えますか。

と思います。

ところで、平成23年3月11日、東日本大震災がありましたね。

はい。

このときに土浦市はほぼ全域で断水をしましたね。

はい。

この土浦市が断水をしたという原因は何だったんですか。

霞ヶ浦浄水場が液状化で、送配水管が被害を受けてストップというこ
とでありました。

この断水は、もし八ッ場ダムができていたら防げましたか。

全く関係ありませんね。

この災害の経験を踏まえて、大災害だとか大事故だとかに備えて水道事業を
整備するとしたら、どういう点に留意して整備すべきだと思われませんか。

地下水の有効利用だと思います。

こういう大型ダムなんか作るよりも地下水を有効に利用したほうが、はるか
に役に立つということですか。

はい、これは試されております。

東京高等裁判所第10民事部

裁判所速記官 行田京子 